

身近にこんなトラブルが!  
かながわ消費生活

# 注意・警戒情報

訴訟 差押え

裁判に  
なってしまうの!?  
と思わせる!

## はがきによる 架空請求に 注意しましょう!

事例

「民事訴訟管理センター」というところから「総合消費料金未納通知」というはがきを送られてきた。「訴訟」「差押え」などと怖いことが書かれている。全く身に覚えがないがどうすればよいか。

アドバイス



『あわてず、無視をして下さい!』

↓実際に送られているはがき

参考

総合消費料金未納分訴訟最終通知書  
訴訟番号 そ355

この度ご通知致したのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書一通郵送させて頂きますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に關しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年〇月〇日

民事訴訟管理センター  
〒102-8688  
東京都千代田区九段南1-  
消費者相談窓口 03-  
受付時間 9:00~20:00

- ◆請求名目は「総合消費料金」といった漠然としたものになっており、いつ、どのようなサービスを受け、あるいは商品を購入したことによる請求であるかなど、具体的な請求根拠は一切記載されていません。
- ◆放置しても、そのまま民事訴訟に移行することはありません。
- ◆請求元に電話で問い合わせることは絶対にしないでください。心配であれば、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン 局番なし

イヤヤ  
188

消費生活課 ニャン吉

(身近な消費生活相談窓口につながります。)